

# コロナ禍における、経営支援とリスクマネジメント

株式会社リスクマネジメント・ラボラトリー  
米田 弘司

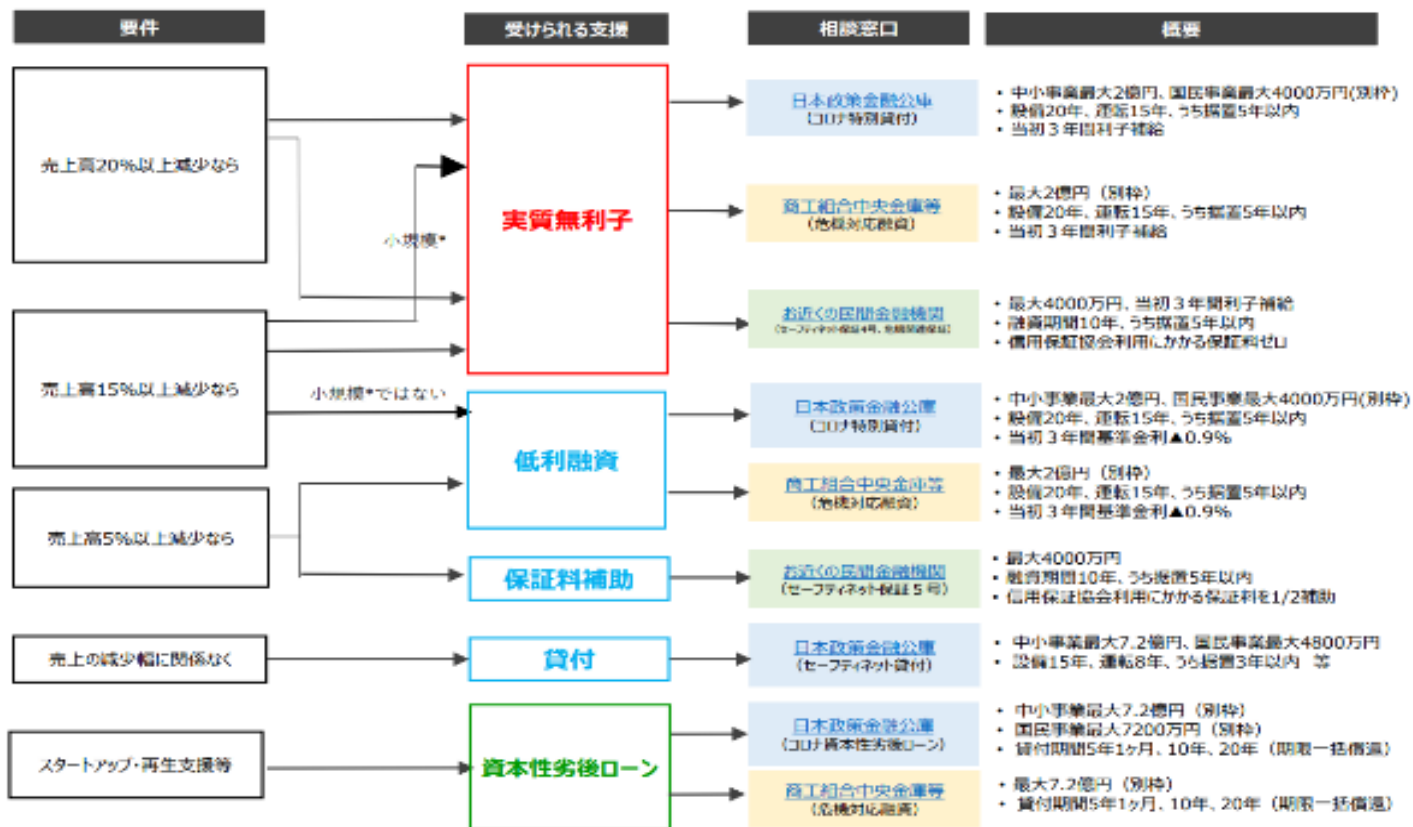
新型コロナウイルス感染症の第3波が全国的に猛威を振るい始めました。海外ではワクチンが承認されたとの明るい兆しが見えるものの、当面、投与できるのは限定的だともいわれています。そのような誰もが経験したことが無い事態には、予測不可能な出来事に発展する可能性もあります。改めて、新型コロナウイルス感染症に関する、医療経営に必要なリスクマネジメント対策についてふれてみます。尚、年内の時限付き施策もありますのでご注意ください。

- 1 助成金、給付金、猶予、貸付金関連
- 2 小・中規模企業者向け（無床診療所）
- 3 医療従事者慰労金制度
- 4 医療機関・薬局等における感染拡大防止支援事業
- 5 労災上乗せ保険
- 6 火災保険で備える休業補償

## 1 助成金、給付金、猶予、貸付金関連

- ・売上（前年同月比）50%以上減
  - ・固定資産税の軽減（全額軽減）  
（30%以上の場合、2分の1軽減）
  - ・持続化給付金  
（法人：最大200万円 個人：最大100万円）
- ・売上（前年同月比）30%以上減
  - ・家賃支援給付金  
法人に最大600万円、個人事業主に最大300万円を一括支給  
1か月で前年同月比▲50%以上または、連続する3か月の合計で前年同月比▲30%以上
- ・売上（前年同月比）20%以上減
  - ・納税猶予の特例（担保不要、延滞税なし）
  - ・厚生年金保険料などの納付猶予の特例
  - ・借入債務の100%を保証（セーフティネット）
- ・売上（前年同月比）5%以上減
  - ・雇用調整助成金（休業手当の一部助成）
  - ・新型コロナウイルス感染症特別貸付（独立行政法人 福祉医療機構（WAM））  
融資制度に関しては、福祉医療機構（WAM）以外にもあり、一般企業、個人事業主が利用できる制度も活用できます。

## 2 小・中規模企業者向け（無床診療所）

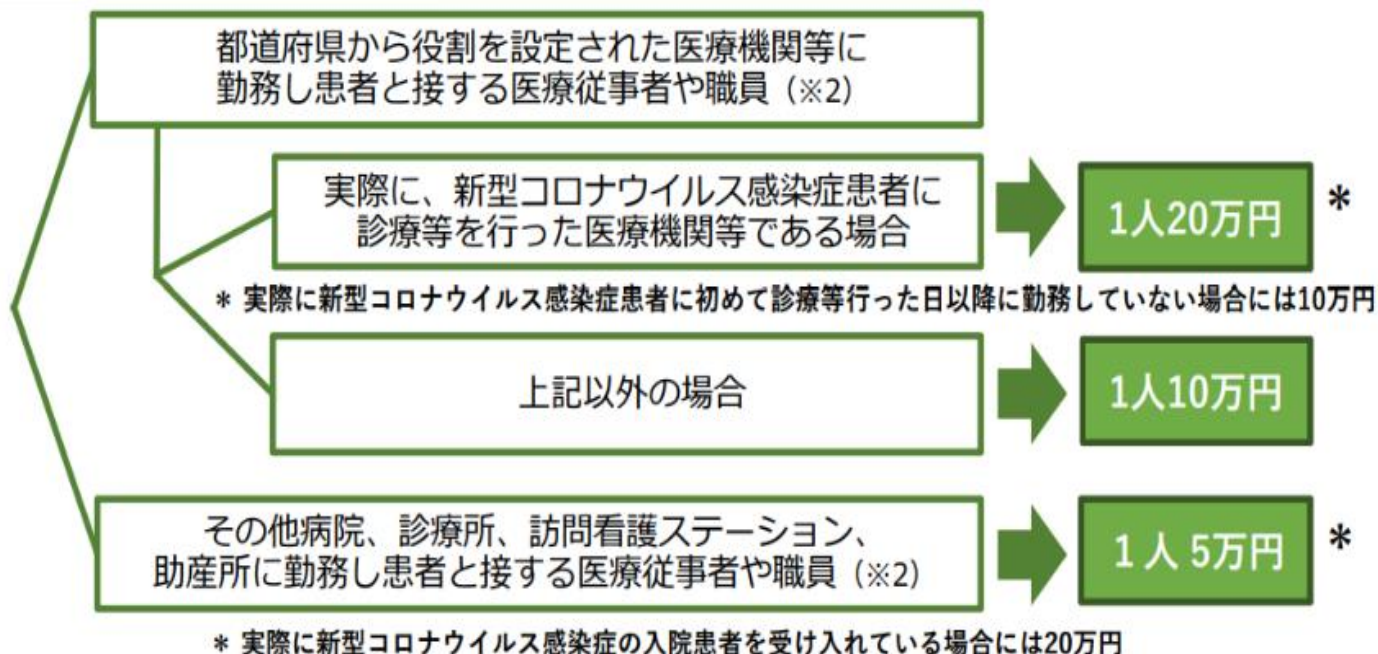


それぞれの融資施策には無金利期間、条件が異なります。顧問税理士などにご相談されてはいかがでしょうか。

## 3 医療従事者慰労金制度

### 給付対象・給付金額

（給付対象・給付金額を医療機関等の判断で変更することはできません）



対象期間は、都道府県における新型コロナウイルス感染症患者 1 例目発生日又は、受入日のいずれか早い日から 6 月 30 日まで間に 10 日以上勤務した医療従事者や職員が対象になります。

この慰労金に関する事で、よくある質問としては、

Q) 全額をスタッフに渡さなければならないのか？ → A) 全額渡してください

Q) スタッフの支給した場合、給与になるのでは？ → A) お見舞金になるため、給与課税されません

#### 4 医療機関・薬局等における感染拡大防止支援事業

##### 補助上限額

病院（医科、歯科）	200万円+5万円×病床数
有床診療所（医科、歯科）	200万円
無床診療所（医科、歯科）	100万円
薬局、訪問看護ステーション、助産所	70万円

令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までに支出済み、見込み額が対象です。

例えば、感染防止対策を実施するために、新規雇用した際の賃金、研修費、マスクや消毒アルコール費用、HEPA フィルター付きの空気清浄機、職員の感染に関わる生命保険料など幅広く補助の対象となります。

このことから、スタッフの精神的安定と福利厚生を考え、医療保険に加入される医療機関が増えてきました。

一部の保険会社を除き、コロナに感染し入院ではなく、宿泊施設や自宅療養者も給付対象としています。

また、コロナ罹患者への一時金（お見舞金）を給付する保険会社もあります。万一の場合に備えておいてはいかがでしょうか。

#### 5 労災上乗せ保険

「新型コロナウイルス感染症対応」医療従事者支援制度

##### ① 新型コロナウイルス感染症に罹患し休業した場合

医療従事者が業務に起因して新型コロナウイルスに罹患し、4 日以上休業した場合、労災保険の給付に加えて 20 万円の一時金を給付する

##### ② 新型コロナウイルス感染症に罹患し死亡した場合

医療従事者が業務に起因して新型コロナウイルスに罹患し死亡した場合、500 万円の死亡補償一時金を遺族に支払う。

加入資格（被保険者）は、医療従事者であり、資格の有無は問わない。医療機関の種類と規模、資格の有無で保険料は 1 人あたり年間 0 円～1,000 円。理事長や院長など雇用主は「労災特別加入者」であれば加入可能です。

## 6 火災保険で備える休業補償

病院や診療所、大小に問わず、火災保険に加入されておられるはずですが。

本来は火災、風災、地震などに備える保険と考えがちですが、特約に「食中毒・特定感染症特約」という保険があります。

補償の範囲は、施設内で一類感染症、二類感染症、三類感染症の感染者が出て休業した場合、予め設定した金額×休業日数が補償される保険です。

しかし、新型コロナウイルス感染症は補償範囲に入っておらず、対象外となっていました。

ところが、大手損害保険会社では、令和3年1月の火災保険料率改定と併せて、新型コロナウイルス感染症を補償すると発表がありました。

休業日数は最長14日間、補償額最大500万までとの内容になっています。

しかし、保険は特約のため火災保険とパッケージになるのが原則ですが、一部の損害保険会社では「休業損害・利益損失補償」を単体で加入可能です。

### 【 お見積り例 】

<保険料>

年一括保険料：12,740円

<補償内容>

1日当たりの休業補償額 20万円

休業補償日数 30日（新型コロナウイルス感染症は14日）

### 【 お支払い例 】

クリニックにて、患者が新型コロナウイルスに感染したことが判明。

保健所の指示によりクリニック内の消毒が必要となり、14日間休業を余儀なくされた。

<支払保険金額>

280万円（20万×14日）

非常に安価で、加入可能な休業補償保険です。これからの医院経営には必要な保険ではないでしょうか。ご関心のある方は、医師協同組合まで資料請求をされてはいかがでしょうか。